

# 危険ブロック塀等の撤去補助 のご案内

危険ブロック塀等の撤去工事費用  
の一部を補助します

常 総 市  
(令和2年度)

# 危険ブロック塀等撤去補助の概要

ブロック塀等の倒壊を未然に防止するため、市では道路沿いにある危険なブロック塀の撤去工事を行う際の費用の一部を補助します。

なお、補助を受けるには、撤去工事を実施する前に、補助金交付申請の手続きを行う必要があります。撤去工事後の補助金交付申請はできませんのでご注意ください。

※令和2年度の1年間限定の事業です。

## ■ 対象となるブロック塀等（危険ブロック塀等）

---

倒壊の危険性があり、道路（私道を除く。）面からの高さが80センチメートルを超える組積造または補強コンクリートブロック造の塀が対象となります。

## ■ 対象となる事業

---

常総市の区域内に存する危険ブロック塀等の全部または一部を撤去し道路面からの高さを80センチメートル以下に減じる工事であって、建設業者または解体工業者が施工する事業が対象となります。

※危険ブロック塀等の一部の撤去工事にあっては、撤去しない部分について倒壊の危険性がないようにしてください。

※補助事業に係る施工業者（建設業者、解体工業者）との契約の締結、工事の着手は、常総市から補助金の交付決定通知書を受けてからとしてください。

## ■ 補助の対象者

---

危険ブロック塀等の所有者であり、かつ以下の要件をすべて満たす者が対象となります。

1. 同一敷地内において、過去に当該補助事業による補助金の交付を受けていないこと。
2. 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

## ■ 補助金の額

---

撤去工事に要する費用の3分の2 【限度額10万円】

※ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

## ■ 受付期間

---

令和2年7月1日（水）～令和2年12月28日（月）（土・日・祝日を除く）

8：30～17：00

※受付予定件数12件に達した時点で受付終了となります。

## ■ 受付窓口

---

都市建設部都市計画課（本庁舎2F）

## ■ 提出書類一覧

---

### 1 補助金交付申請書【様式第1号】

〈添付書類〉

- （1）付近見取り図
- （2）撤去工事に要する費用の見積書の写し
- （3）申請に係る危険ブロック塀等が複数の者の共有に属する場合は、撤去工事の実施に関する共有者の同意書
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

### 2 補助金変更等承認申請書【様式第3号】（撤去工事の内容の変更・中止等をする場合）

〈添付書類〉

- （1）変更の内容が明らかになる書類
- （2）交付申請額を変更する場合は、撤去工事に要する費用の見積書の写し

### 3 補助金実績報告書【様式第5号】

〈添付書類〉

- （1）撤去工事に係る契約書の写し
- （2）撤去工事に係る領収書等の写し
- （3）撤去工事の実施状況に係る写真

### 4 補助金請求書【様式第7号】

※様式は常総市のホームページからダウンロードできます。

## ■ 問い合わせ

---

常総市 都市建設部 都市計画課 電話 0297-30-6202

# 危険ブロック塀等撤去補助の流れ

